

目黒区医療的ケア児等通所支援事業の利用登録者募集について

1 主な経過

区では、目黒区実施計画及び第1期目黒区障害児福祉計画に基づき重症心身障害児*（医療的ケアを伴う場合を含む）を支援するため障害児通所支援事業の整備を進めており、令和2年7月に医療的ケア児等通所支援事業を開始するにあたり、本年11月に委託事業者（一般社団法人はびなす）を決定した。

また、目黒区心身障害者センターの内装工事を令和2年1月から2月まで行い、あわせて当該事業の利用登録者を募集する。

※児童福祉法第7条第2項に定める重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童

2 利用登録者の募集内容

(1) 利用定員及び利用登録者

- ア 1日あたり利用定員5人（児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に実施）
- イ 利用登録者30人程度

(2) 利用登録の対象

重症心身障害児（医療的ケアを伴う場合を含む）

(3) 利用登録の方法

- ア 利用登録を希望するかたは、障害福祉課身体障害者相談係に予め相談の上、利用登録申請書等を提出する。
- イ 庁内に設置する検討委員会において、利用登録に係る協議を行い、利用登録者を決定する。

3 今後の予定

令和元年12月15日	区報、ホームページにて利用登録者募集
同月25日	利用登録希望者向け説明会
令和2年1月17日	利用登録書類の配布締切
同月24日	利用登録書類の提出締切
3月中旬	利用登録者の決定
4月以降	利用契約の締結
7月1日	事業実施

以 上